

日光市スポーツ協会規約

(名称)

第1条 この会は日光市スポーツ協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は日光市のアマチュアスポーツの統一組織としてスポーツの振興、日光市民の体位の向上及びスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事務局)

第3条 協会の事務局を日光市教育委員会スポーツ振興課内に置く。

2 事務局職員の構成は次のとおりとする。

(1)事務局長 1名 (2)事務局員 若干名

3 事務局長及び事務局員は日光市スポーツ協会処務規程の定めるところに従いその業務を行わなければならない。

4 事務局長及び事務局員は会長が任命する。

(事業)

第4条 協会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)スポーツに関する基本方針を確立する。

(2)スポーツのアマチュア精神を確立する。

(3)スポーツに関する地域別、職業別等の諸団体の連絡を図る。

(4)スポーツに関する諸行事を実施する。

(5)各種スポーツ大会を主催し、その大会の運営に関し協力する。

(6)スポーツ少年団の育成を図る。

(7)選手の競技力の向上を図るとともに、各種競技の指導者を育成する。

(8)体力向上に関する調査研究及び競技者の健康を管理する。

(9)スポーツの普及啓発を図るための広報活動を行う。

(10)その他協会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第5条 会員は次の各号に掲げるものとする。

(1)一般市民会員

(2)第9条の規定による協会の各支部

(3)第10条の規定による専門部

(4)第11条の規定による日光市スポーツ少年団本部

(5)第12条の規定による日光市スポーツ指導者協議会

2 会員は次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

(1)一般市民会員年額100円

(2)協会支部年額10,000円

(3)専門部年額10,000円

(4)日光市スポーツ少年団本部年額10,000円

(5)日光市スポーツ指導者協議会年額10,000円

(賛助会員)

第6条 協会に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、協会の主旨に賛同し、賛助金を納入する。

(1)個人賛助会員年額 1口1,000円

(2)法人賛助会員年額 1口5,000円

(組織)

第7条 協会は会員をもって組織する。

(役員)

第8条 協会に次の役員を置く。

(1)会 長 1名 (4)会 計 1名

(2)副会長 若干名 (5)監 事 2名

(3)理 事 支部・専門部各9名、スポーツ少年団、スポーツ指導者協議会各1名、
学識経験者若干名

(支部)

第9条 協会に日光、藤原、足尾、栗山、今市、落合、豊岡、大沢及び塩野室の各支部を置き、それぞれの事務局は次のとおりとする。

支部名称	事務局設置場所
日 光	日 光 市 日 光 公 民 館
藤 原	日 光 市 藤 原 公 民 館
足 尾	日 光 市 足 尾 公 民 館
栗 山	日 光 市 栗 山 公 民 館
今 市	日 光 市 中 央 公 民 館
落 合	日 光 市 落 合 公 民 館
豊 岡	日 光 市 豊 岡 公 民 館
大 沢	日 光 市 大 沢 公 民 館
塩 野 室	日 光 市 小 林 公 民 館

(専門部)

第10条 協会に次表の専門部(以下「部」という。)を置き、各部に部長を置く。

No.	専門部名称	No.	専門部名称	No.	専門部名称	No.	専門部名称
1	陸上競技部	8	弓道部	15	アイスホッケー部	22	スケート部
2	野球部	9	剣道部	16	テニス部	23	馬術部
3	卓球部	10	柔道部	17	射撃部	24	カーリング部
4	ソフトテニス部	11	スキー部	18	空手部	25	グラウンドゴルフ部
5	サッカー部	12	山岳部	19	ゴルフ部	26	ゲートボール部
6	バスケットボール部	13	ホッケー部	20	ソフトボール部		
7	バレーボール部	14	バドミントン部	21	ボウリング部		

2 部長はそれぞれの部から推薦された者を会長が委嘱する。

3 部長は部を総括し部を代表する。

(日光市スポーツ少年団本部)

第11条 協会に日光市スポーツ少年団本部を置く。

2 日光市スポーツ少年団本部に関する規約は別に定める。

(日光市スポーツ指導者協議会)

第12条 協会に日光市スポーツ指導者協議会を置く。

2 日光市スポーツ指導者協議会に関する規約は別に定める。

(評議員)

第13条 評議員は、各支部からそれぞれ3名、各専門部、日光市スポーツ少年団本部、日光市スポーツ指導者協議会からそれぞれ2名充てる。

2 評議員は第24条で規定する総会(臨時総会を含む。)において諸般の議決等を行う。

(会長及び副会長・会計)

第14条 会長及び副会長・会計は、理事の推薦を経て総会の承認をもって決定する。

2 会長は会務を総理し、協会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長は会長の職務を代理すべき者を副会長の中から1名指名しなければならない。

5 会計は協会の経理を担当する。

(理事の選出とその職務)

第15条 理事は各支部からそれぞれ1名、専門部から9名、日光市スポーツ少年団本部及び日光市スポーツ指導者協議会からそれぞれ1名を選出する。

2 会長は、体育功労者、学識経験者の中から理事会の承認を経て、理事若干名を委嘱することができる。

3 理事は会長の命を受け協会の総務を担当する。

(評議員等の重複選出の禁止)

第16条 評議員及び理事について、各支部及び専門部等から同一人を重複して選出してはならない。

(監事の選出とその職務)

第17条 監事は第24条の規定による総会において選出する。

2 監事は会計を監査する。

(役員選任の特例)

第18条 会長は、監事を除く役員がその任期間中に、死亡、辞職又はその他の理由で当該役職を失ったものと認められた時は、その後任者を第25条の規定による理事会の同意を得て選任することができる。

(名誉会長)

第19条 協会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は日光市長の職にある者とする。

(顧問及び参与)

第20条 協会に理事会の推薦により顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

3 顧問は協会の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 参与は協会の重要な会務に参与する。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員品位の保持)

第22条 役員は、常に協会の目的を体し、協会の名誉を著しく傷つけ又は品位を落しめる行為をしてはならない。

(会議)

第23条 協会の会議は、総会、理事会及び専門部長会とする。

2 総会は会長が招集し、議長は評議員から選出する。

3 理事会は、会長が招集し議長となる。

(総会)

第24条 総会は役員及び評議員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算の認定

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) 会長及び副会長の承認

(4) 規約の改廃

(5) 報告事項等の承認

3 監事の選任

4 総会は必要に応じ臨時に開催することができる。

(理事会)

第25条 理事会は会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

ただし、会長が必要と認めた場合は他の役員等の出席を求めることができる。

2 理事会は協会運営に関する業務を行う。

3 理事会は毎年4月、9月に開催することを通常とする。

4 前項に定めるもののほか、必要に応じ開催することができる。

(専門部長会)

第26条 専門部長会は会長が招集し、議長は各部長の互選により選出する。

2 専門部長会は、競技人口の拡大及び競技力向上を目的とした施策を検討及び推進するとともに、日光市の各種生涯スポーツ向上のために努めなければならない。

(議決)

第27条 すべての会議は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は当該会議の議長が決定する。

(会議録の調整)

第28条 事務局長は、すべての会議において、その次第を記録した会議録を調整しなければならない。

2 前項の会議録は、5年以上保存しなければならない。

(協会の収入)

第29条 協会の経費は、会費、補助金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(旅費)

第30条 役員及び専門部長が協会の業務のために日光市外に旅行したときは、日光市一般職の職員の旅費に関する条例に定める額を支給する。

2 協会の会議(總會・理事会・専門部長会等)に出席したときの旅費は支給しない。

(会計年度)

第31条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第32条 協会の予算は、会計年度開始前に理事会において編成し、總會の議決を得なければならない。

2 会計は、会計年度終了後、決算に関する書類を作成し、直ちに監事の監査を受けなければならない。

3 会計は、前項の規定による決算監査を受けた後、決算に関する内容を理事会に報告しなければならない。

(規約の改廃)

第33条 協会の規約は總會出席者の過半数の同意がなければ改廃することができない。

(委任)

第34条 この規約に特に定めないものは、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年7月2日から施行する。

2 この規約の成立前になされた一連の事業は、この規約の相当規定に基づき処理されたものとみなす。

3 この規約は、平成20年5月10日から施行する。

4 この規約は、平成21年5月9日から施行する。

5 この規約は、平成25年5月11日から施行する。

6 この規約は、平成27年5月9日から施行する。

7 この規約は、平成29年5月13日から施行する。

8 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

9 この規約は、令和3年5月15日から施行する。